

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥について、その主張する標準賞与額（申立期間①、②及び⑤は20万円、申立期間⑥は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①、②及び⑤は20万円、申立期間⑥は35万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間⑦の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月19日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成20年7月10日

申立期間①から⑦までに支給された夏季及び冬季賞与について、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、私の年金記録に反映されていない。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①、②及び⑤は20万円、申立期間⑥は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑦について、平成20年7月10日に支給された賞与に係る申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された「平成20年賃金台帳」から、申立人は、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間⑦当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間⑦の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、申立人から提出された給与明細書及び申立事業所からの回答により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間③及び④について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 25 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間に、A社より支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 25 日

年金記録を確認したところ、申立期間に、A社から支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

間違いなく賞与をもらっているのに、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 25 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間に、A社より支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月16日から39年8月1日までの期間及び41年10月1日から42年10月15日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月23日から34年1月24日まで
② 昭和37年11月16日から39年8月1日まで
③ 昭和41年10月1日から42年10月15日まで

平成11年1月初めに社会保険事務所（当時）で自分の年金の記録を確認してもらったところ、「申立期間①、②及び③については、脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されません。」との回答を受けたが、いずれも受領したことは無いので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②と③の間において、申立人が勤務したA社は、申立期間②と同一会社であり、申立人は、申立期間②から継続して同一の勤務地で勤務していたと供述しているものの、当該被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている被保険者期間でありながら、請求期間と未請求期間があることは事務処理上不自然である。

また、申立人が、申立期間②より前の複数の厚生年金保険被保険者期間について、失念するとは考え難い。

さらに、申立期間における最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である24か月に満たない12か月であるとともに、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後の整理番号で管理さ

れている所在の確認が取れた複数の女性被保険者から当該事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、当該事業所の関与はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①について、申立期間の支給月数及び脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和34年10月29日に支給決定されていることが確認できることから、申立人に脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 2 月 2 日から 46 年 3 月 6 日まで

年金を受給できる頃になって「年金についてのお知らせ」により、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いものの、確信を持つことができず、当時は申立てを諦めていた。

最近、脱退手当金についての確認はがきが届き、これを機会に申し立てることにした。

申立期間について、厚生年金保険の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最後に勤務した事業所を管轄している年金事務所に保管されていた申立人に係る脱退手当金裁定請求伺には、厚生年金保険被保険者として使用された事業所の名称欄に申立期間①及び②の事業所記号が記載されており、当該事業所の記録に基づき脱退手当金の計算が行われていることが確認できる。

また、上記請求伺と共に保管されていた脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び捺印が確認できることに加え、請求書類には事業所作成の退職所得の受給に関する申告書が添付され、当該申告書にも申立人の氏名及び捺印が確認できる上、脱退手当金の受取金融機関が申立人の生家の住所地にある銀行とされていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪

失日から約2か月後の昭和46年5月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。